

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）公募 Q&A

2022年9月12日版

No.	質問事項	回答
1	提案書にある「産学官共同研究企業の代表者」とは何か。	連携研究代表者と同義です。
2	提案書にある「産学官共同研究企業の経理事務担当者」が行う業務とは何か。	産学官共同研究企業の経理事務担当者には、AMEDや伴走支援機関からの事務連絡（産学連携リソース、共同研究契約等の内容の照会、会議開催案内等）等、必ずしも連携研究代表者（研究者）が対応する必要の無い業務へのご対応をお願いするための連絡窓口になることを想定しています。
3	海外機関（大学等、企業）は参加できるのか。	公募要領にありますように、代表機関は国内の研究機関等であることが必要ですが、分担機関は海外機関である提案は可能です。 海外機関が分担機関に入る場合、科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律等により、AMEDは外国法人等から知財の50%以上を譲り受けることになります。
5	民間企業の研究者が研究分担者となることはできるか。	産学官研究企業の連携研究代表者が研究分担者を兼ねることはできます。しかしながら、産学連携リソースを連携研究代表者が使用した場合、自社での単独の研究と同一であるとし、産学連携リソースと見なされない可能性がありますので、産学連携リソースの執行の際は、十分ご注意ください。
6	産学官共同研究企業やアカデミアが1者の場合、応募は可能か。	公募要領1.1.3においては「複数のアカデミアと業界を超えた複数の企業が連携し」とあるように、多対多の連携が必要です。ただし、外形上同一機関であっても、研究分野等の違いから実質として複数機関と同じ連携が見込まれるものもあれば、クロスアポイントメントなど異なる機関であっても実質的に同一者であると認識される場合もあり、その連携状況は様々であるため、機関の数が1者であっても、応募を受け付けます。
7	「様式3_同意書」はどのような趣旨で提出を求めているのか。	本様式は、産学官共同研究企業が公募要領1.2.2(2)(A)にある役割を担う意思があるか否かを確認するためにご提出いただく書類です。公募要領には「(A)産学官共同研究企業は、以下の役割を担います。」と記載しておりますが、応募は研究代表者（アカデミア）でありますため、企業側の意思の確認ができません。そのため、当該同意書において公募要領の言う産学官共同研究企業の役割を担うことを企業側が認識しているかについて確認しております。
8	産学官共同研究企業は、研究分担者から業務を請け負うことはできるか。	研究開発要素を含まない検査・分析・解析等の請負、動物飼育業務等の請負、データベース等のソフトウェア開発に関する業務が可能です。また試作品や設備機器の作製を目的とする外注費についても、産学官共同研究企業の受注が可能です。前記に係る業務のみ実施する場合は、研究分担者にはなりませんので、提案書の記載にご確認ください。
9	外注費に関して、外注先が決まってない場合、どのように記載すればよいか。	予算の使用法および使用予定額により、研究内容と予算の使用用途に齟齬がないかの確認を行うことが第一義ですので、外注先が決まっていなければ、「外注先未定」でも構いません。
10	産学連携リソースとAMED委託費は、各年度で一致する必要があるか。	産学連携リソースとAMEDからの委託費は、各年度ではなく、研究期間全体の総額を比較します。提供の時期、各年度の提供額等は、企業とアカデミアが個別で議論する事項です。研究全体の進捗状況の把握のため、伴走支援等で産学連携リソースの提供状況等を確認させていただきます。
11	産学連携リソースは全て現金である必要があるか。	産学連携リソースは、企業所属の研究者の派遣などの現金以外の提供も可能です。
12	「競争領域」と「非競争領域」の違いは何か。	得られたデータ等について、公知化される前提であれば、その研究開発は「非競争領域」と考えています。
13	研究期間途中での研究分担者の増減や、産学官共同研究企業の増減は可能か。	研究期間中の構成員の増減は可能ですが、変更に至る事情等は様々ですので、当該増減に伴う影響等を検討し、可否を判断することとなります。但し、産学官共同研究企業の増加に伴い、産学官連携リソースが増えた場合でも、AMEDからの研究開発経費は、契約時に決定した額が上限であり、現時点ではこの上限額の増額はできません。